

第6章 地域福祉

I 主な相談機関

仙台市社会福祉協議会

電話→ P116

仙台市社会福祉協議会は、「一人ひとりの市民が、その人らしく地域で安心していきいきと暮らせる福祉のまちづくり」を目指し、様々な事業を行っている民間福祉団体です。区域における地域福祉活動を推進するため、各区・支部事務所を設置しています。

また、地域には地区社会福祉協議会（104地区）が設立され、地域の関係者・関係機関等と連携しながら、住民同士が見守り支え合う「小地域福祉ネットワーク活動」などを進め、地域の課題解決に取り組んでいます。

仙台市・区ボランティアセンター

電話→ P116

仙台市ボランティアセンターは、ボランティア活動の全市的な振興と、地域福祉の増進を図る活動拠点です。また、地域に根ざした細かなボランティア支援を行うため、各区にボランティアセンターを設置しています。

(1) 仙台市ボランティアセンター

- 事業内容**
- ① ボランティアに関する各種の相談・紹介等のコーディネート業務、団体育成及び活動支援等
 - ② ボランティアに関する情報・資料の収集及び市民への提供（寄付情報、助成情報、団体情報、イベント等）
 - ③ 団体活動室、印刷機等の貸出等（※ 事前の登録必要）によるボランティアの活動支援
 - ④ NPO・ボランティアに関する調査・研究
 - ⑤ 夏のボランティア体験会等福祉活動への参加促進（地域や学校、企業含めプログラムの提案や講師派遣等）
 - ⑥ 市民への福祉教育の推進
 - ⑦ 災害ボランティアセンターの体制整備
 - ⑧ 企業の社会貢献活動（CSR）への協力・推進

利用方法 来所、電話

受付時間 月～土曜日 9：00～17：00（日曜・祝日、年末年始、福祉プラザ休館日を除く）

(2) 区ボランティアセンター

- 事業内容**
- ① ボランティアに関する各種相談・紹介
 - ② ボランティアに関する情報収集及び提供
 - ③ 各種ボランティア養成講座・研修会等の開催
 - ④ 市民への福祉教育の推進
 - ⑤ 福祉機器等の貸出及び打ち合わせ場所の提供

利用方法 来所、電話

受付時間 月～金曜日 9：00～17：00（土日、祝日、年末年始を除く）

仙台市権利擁護センター「まもりーぶ仙台」

電話217-1610

認知症や知的障害、精神障害などで判断能力の十分でない方が、地域で福祉サービスなどを適切に利用し自立した生活が送れるよう、本人との契約に基づいて下記のサービスを提供します。（利用料負担あり。ただし、生活保護受給者・市民税非課税の方には減免制度があります。）

- ① 利用援助サービス：福祉サービスの情報提供や申し込み手続きの支援、事業者から提供されるサービス内容の確認、福祉サービスについての苦情解決制度を利用する際の支援、区役所等から

送付される通知などの確認

②金銭管理サービス：日常的な生活費のための預貯金の払戻、公共料金の支払などの代行・代理

③あずかりサービス：通帳、証書、実印などを預かり金融機関の貸金庫に保管

相談方法 面接(事前予約をお勧めしています)・電話・FAX(無料)

ご本人またはご家族、関係者からの相談に応じます。

相談時間 月～金曜日 9:30～16:00 (祝日、年末年始を除く)

所在地 〒980-0022 青葉区五橋二丁目12-2 仙台市福祉プラザ7階 FAX 213-6457

仙台市成年後見総合センター

電話 223-2118

認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な状態になっても、地域で自立した生活を送れるよう、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等の支援者と連携し、市民の成年後見制度の利用を支援します。

相談方法 面接(要予約)・電話等・訪問により、専門の相談員が対応します。(無料)

相談時間 月～金曜日 9:30～16:00(祝日、年末年始を除く)

所在地 〒980-0022 青葉区五橋二丁目12-2 仙台市福祉プラザ7階 FAX 213-6457

民生委員児童委員

民生委員児童委員は、厚生労働大臣から委嘱を受け、地域住民の立場から高齢者や児童、子育て家庭、障害者、生活困窮者など、援助を必要とする方たちへの生活相談や助言を行っているほか、福祉サービスを利用するために必要な情報提供なども行っています。

また、民生委員児童委員のうち、主任児童委員に指名された委員は、児童福祉を専門に活動しています。

高齢者や障害のある方への支援が必要なおとき、子育てや介護での心配ごとや不安があるときは、お住まいの地域の民生委員児童委員、主任児童委員へご相談ください。

問合せ先 お住まいの地域を担当する民生委員児童委員がわからない場合は、各区役所管理課 →P108
へお問い合わせください。

II 主な施策・事業

1 地域福祉活動

地域福祉活動推進事業

仙台市社会福祉協議会では、「一人ひとりの市民が、その人らしく地域で安心していきいきと暮らせる福祉のまちづくり」を目指して、次のような事業を通じて地域における福祉活動を促進・支援しています。

- ①地区社会福祉協議会の育成、活動支援
- ②小地域福祉ネットワーク活動推進事業
- ③地域福祉活動計画に基づいた事業の推進
- ④地域福祉セミナーの開催
- ⑤福祉出前講座の実施

問合せ先 仙台市社会福祉協議会または各区・支部事務所 →P116

小地域福祉ネットワーク活動

地区社会福祉協議会が主体となって、町内会、民生委員、ボランティアなど、地域の関係者・関係機関のネットワークにより実施している、高齢者や障害者などを対象にした支援活動のことです。具体的には、安否確認活動(訪問、声かけ、電気の消点灯や新聞受けなどのさりげない見守り)、日常生活支援活動(ゴミだし、買い物、草取り、通院付き添い、雪かきなど)、サロン活動(地域の高齢者、子育て中の親子、障害者などの交流や

仲間づくりの場)などがあります。

問合せ先 仙台市社会福祉協議会または各区・支部事務所 →P116

地域ごみ出し支援活動促進事業

ごみ出しが困難な世帯のごみ出し支援活動を行う団体に、活動実績に応じて奨励金を交付します。

お住まいの地域で活動している団体の有無を知りたい場合や、新たに団体として支援活動を行いたい場合には家庭ごみ減量課までお問い合わせください。(掲載許可をいただいた団体は市ホームページに掲載しています。)

奨励金額

- ①家庭ごみ等：玄関先から集積所までのごみ出し支援1回につき140円
 - ②粗大ごみ等：住居や敷地等から指定場所までのごみ出し支援1回につき280円
- ※半期ごと上限額があります。

奨励金交付対象となる支援世帯の要件

世帯の全員が以下のいずれかに該当していることが必要です。

- ①申請時に満75歳以上の方
- ②要介護1～5の認定を受けている方
- ③身体障害者手帳の交付を受けている方
- ④療育手帳の交付を受けている方
- ⑤精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

問合せ先 家庭ごみ減量課 電話 214-8226 FAX 214-8277

除雪・凍結防止作業への支援

仙台市が管理する歩道等の除雪・凍結防止作業にご協力いただける団体に、物品の貸与や購入費用の助成等を行います。

事業内容 ①仙台雪道おたすけ隊

対象団体：町内会、学区PTA、福祉団体、地域の任意団体等

支援内容：活動中の事故への補償、凍結防止剤の提供、除雪の作業物品の貸与(雪かきスコップ等)

②仙台市歩道等除雪機械購入補助制度

対象団体：仙台雪道おたすけ隊、町内会、福祉団体等

支援内容：小型除雪機の購入する場合、30万円を限度として、購入費用の9割を助成します。

問合せ先 各区役所・宮城総合支所道路課、秋保総合支所建設課 →P108

2 権利擁護

成年後見制度に関する相談

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などで判断能力が十分でない方の権利を保護する「成年後見制度」に関し、下記の専門機関で、制度利用に関する相談や後見人等候補者の紹介等の支援を行います。

名称	所在地	電話 (FAX)
高齢者障害者の法律相談窓口ふくろうくん (仙台弁護士会)	〒980-0811 青葉区一番町二丁目9-18 (仙台弁護士会館内)	223-2383 (261-5945)
権利擁護センター ばあとなあ宮城 (一社) 宮城県社会福祉士会)	〒981-0935 青葉区三条町10-19 (PROP三条館内)	233-0296 (393-6296)
(公社) 成年後見センター・リーガルサポート宮城支部 (宮城県司法書士会)	〒980-0821 青葉区春日町8-1 (宮城県司法書士会館内)	263-6786

東北税理士会成年後見支援センター (東北税理士会)	〒984-0051 若林区新寺一丁目7-41	050-3533-6777 (293-6731)
(一社) コスモス成年後見サポートセンター -宮城県支部(コスモスみやぎ)	〒980-0803 青葉区国分町三丁目3-5(宮城県行政書士会内)	397-9420
(一社) 宮城県精神保健福祉士協会	〒981-1104 太白区中田五丁目5-1(春日療養園内)	メール・FAXのみ miyagi_psw@yahoo.co.jp (050-3737-6686)
社労士成年後見センターみやぎ (宮城県社会保険労務士会)	〒980-0014 青葉区本町一丁目9-5 五城ビル4階	796-2473 (223-0674)

※「成年後見制度」の利用にあたっては、本人・親族などの当事者による家庭裁判所への申立てが基本となりますが、身寄りが無い等の理由により、特に仙台市長が必要と認める場合には、仙台市長が審判開始の申立てを行い、後見人等報酬の助成を行う仕組みがあります。詳しくは [P18](#)

福祉サービス利用に関する運営適正化委員会

福祉サービスの利用者や家族の方などが、サービス内容に不満や疑問があるときにご相談ください。福祉サービスの苦情相談について話し合いによる解決を目指します。また、みやぎ地域福祉サポートセンターと仙台市権利擁護センター(まもりーぶ)で提供されている援助サービスが適切に実施されるように見守り、調査、助言、勧告する役割を担っています(設置主体:宮城県社会福祉協議会)。

相談時間 月～金曜日 9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)

所在地 〒980-0014 青葉区本町三丁目7-4(宮城県社会福祉会館内)

電話 716-9674 **FAX** 716-9298

メール kaiketu@miyagi-sfk.net

宮城福祉オンブズネット「エール」

高齢者、障害者(児)やその方たちを支える家族、サービスに従事するスタッフ(職員)等から、暴力、虐待、性的被害、金銭トラブル、プライバシーの侵害、差別等に関する相談に応じ、調査のうえ改善・解決を図ります。

相談時間 月～金曜日 10:00～15:00(祝日・年末年始を除く)

所在地 〒980-0811 青葉区一番町一丁目17-24高裁前ビル5階

電話 722-7225 **FAX** 722-7199

メール lastword@alto.ocn.ne.jp

みんなの人権110番 電話0570-003-110(比ヶ谷イビル・一般人権相談)

法務局職員や人権擁護委員が、幅広く相談を受け、人権侵害などで被害が発生している場合に、被害者の希望があれば、その調査・救済に当たります。

- 業務内容**
- ・離婚や扶養、相続など、家庭内での問題
 - ・「体罰」や「いじめ」の問題
 - ・公務員による暴行や不当な取り扱いの問題
 - ・不当に仲間はずれにされたり、差別扱いを受けた問題
 - ・高齢者、障害のある方、子どもの虐待の問題
 - ・セクシュアル・ハラスメントなどの各種のハラスメント
 - ・女性に対する暴力等の問題
 - ・変な噂を立てられたなど、名誉や信頼に関する問題
 - ・インターネットによる誹謗中傷等の問題
 - ・プライバシー侵害問題 など

利用方法 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人権相談は電話やインターネットをご利用ください。
秘密は厳守、相談は無料ですので、気軽に利用してください。

受付時間 月～金曜日 8:30～17:15

問合せ先 仙台法務局人権擁護部

〒980-8601 青葉区春日町7-25 仙台第3法務総合庁舎

インターネット人権相談窓口 <http://www.jinken.go.jp/> (パソコン・携帯電話・スマートフォン
共通)

LINE人権相談 https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00034.html (法務省ホーム
ページに利用案内があります)

3 ひとにやさしいまちづくり

ひとにやさしいまちづくり

仙台市では「仙台市ひとにやさしいまちづくり条例」を制定し、身体の不自由な方、高齢者、その他日常生活上、社会生活上の行動に制約を受ける方たちにも建築物・道路・公園等の公益的施設が円滑に利用できるようにするため、整備基準等を定め、これに沿った整備・改善を建築主、所有者の方等をお願いしています。

この条例に基づき、一定の面積を超える公益的施設の工事に当たっては、事前の届出が必要になります。工事完了後の検査により、整備基準に適合していることが確認された場合は、適合証を交付しています。

問合せ先 各区役所街並み形成課 [→P108](#)、社会課 電話 214-8541 FAX 214-8194

ひとにやさしいまちづくり施設整備資金融資あっせん

不特定かつ多数の方が利用する既存建築物の改善（ただし、建築確認を必要とする大規模な修繕や模様替え以外の改修工事に限る）または新築・全面改築により整備基準に適合した場合の工事費に対して、限度額の範囲内で融資（500万円までは無担保）をあっせんし、その利子を仙台市が全額負担します。

工事対象

（既存施設の改善時）

- ① 出入口の改善（拡幅、自動扉の設置等）
- ② 出入口に隣接する敷地内通路の改善（段差解消、スロープ設置等）
- ③ 廊下等の改善（段差解消、スロープ設置等）
- ④ 階段の手すり等の設置
- ⑤ 11人乗り以上のエレベーターの設置
- ⑥ 既存エレベーターの改善（音声装置・車いす使用者対応制御装置の設置等）
- ⑦ 車いす使用者対応トイレの設置

（新築・全面改築時）

- ① 階段の手すり等の設置
- ② 11人乗り以上のエレベーターの設置
- ③ 車いす使用者対応トイレの設置

※ 「階段の手すり等の設置」を除き、1施設について各項目1か所または1経路分までを対象とします。

問合せ先 社会課 電話 214-8541 FAX 214-8194

4 災害時要援護者支援

災害時要援護者情報登録制度

災害時に安否確認や避難支援といった地域の支援を必要とする方々に「災害時要援護者」として事前に登録いただき、その情報を町内会などの地域団体へ提供する制度です。この情報を受け取った地域団体等は対象者

を訪問して日頃からの関係づくりを進めるなど、地域による支援体制づくりに活かしていただくものです。

対 象 次の①から④に該当する在宅の方のうち、災害が発生したとき、「自分の力だけでは避難できない」

「目や耳が不自由なために災害情報が入手できない」などの理由で、地域の支援を希望する方

- ①障害者手帳をお持ちの方
- ②要介護・要支援認定を受けている方
- ③65歳以上の高齢者で、一人暮らしの方や高齢者のみの世帯の方
- ④上記①～③に準ずる方や病気等により地域による支援が必要な方
(難病や自立支援医療の給付を受けている方も含む)

※ 地域団体等に情報提供することについて、同意していただくことが必要です。

情報提供先 町内会・自治会・自主防災組織、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、地域包括支援センター

問合せ先 各区役所・宮城総合支所障害高齢課、秋保総合支所保健福祉課 →P108

社会課 電話 214-8158 FAX 214-8194

福祉避難所

災害発生時に指定避難所での生活が困難な高齢者、障害者等の災害時要援護者を受け入れるため、仙台市内の福祉施設を「福祉避難所」として指定しています。

なお、福祉避難所は、災害時に必要に応じて開設される二次的避難所であり、災害発生直後から必ず開設されるものではありません。災害時にはまず指定避難所へ避難していただき、避難所では、本人の状況により必要な配慮を行うこととしております。その後、保健師などが、本人の状況や要介護認定の有無などを確認し、福祉避難所への避難の必要性を判断します。

問合せ先 健康福祉局総務課 電話 214-8161 FAX 268-2937

周産期福祉避難所

災害発生時に指定避難所での生活が困難な出産間近な妊婦や産後間もない産婦、新生児を受け入れるため、市内の看護師養成施設を「周産期福祉避難所」として指定しています。

なお、周産期福祉避難所は、災害時に必要に応じて開設される二次的避難所であり、災害発生直後から必ず開設されるものではありません。災害時にはまず指定避難所へ避難していただき、避難所では、本人の状況により必要な配慮を行うこととしております。その後、保健師などが、本人の状況などを確認し、周産期福祉避難所への避難の必要性を判断します。

問合せ先 健康福祉局医療政策課 電話 214-8196 FAX 214-4446